

『資格確認書』 令和7年12月2日一斉発行Q&A （参考資料:厚生労働省およびデジタル庁）

令和7年11月
エクセディ健康保険組合

No1_資格確認書

分類番号	分類名	No	質問	回答
1	資格確認書について	1-1	今回の資格確認書の交付対象者は誰でしょうか。	令和7（2025）年10月1日時点（※）でエクセディ健康保険組合に加入している方のうち、同日時点でマイナ保険証（健康保険証を紐づけたマイナンバーカード）をお持ちでない方に交付しています。 ※10/1基準は、発行および発送準備のスケジュール設定によるものです。 ただし、以下①～④に該当する方に交付している場合がありますので、その場合、大変お手数ですが、今回（令和7年12月2日交付）の資格確認書はエクセディ健康保険組合までご返却をお願いいたします。 ①10/1以降にマイナ保険証にされた方 ②10/1以降に定年後の再雇用で再加入となった方 ③10/1以降に健康保険組合に扶養削除の届出が到着した方 ④10/1以降に退職された方 尚、今回の一斉発行以前にすでに資格確認書を交付されている方は、一斉発行の対象外です。令和7（2025）年12月2日以降も、その資格確認書を使用してください。
1	資格確認書について	1-2	今回交付された資格確認書はいつから使用できますか。	交付年月日の令和7年12月2日から使用可能です。 それまでは、現行の健康保険証（カード型）を使用してください。
1	資格確認書について	1-3	マイナ保険証や資格確認書を持っていないのに、今回資格確認書が交付されていません。	No2-5に記載の方法で、マイナ保険証を持っていないか確認してください。 上記によりマイナ保険証を持っていないことが確認できた場合は、エクセディ健康保険組合までご連絡ください。（TEL.072-824-4281）
1	資格確認書について	1-4	資格確認書が、家族のうち、一部の家族の分のみ交付されている。全員分交付してほしいがどうすればよいですか。	マイナ保険証をお持ちの方へは交付できません。 マイナ保険証を医療機関へお持ちいただければ、医療を受けることができます。医療機関でマイナ保険証を使用できない場合に備えて、健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」をお持ちいただければ、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」で受診することができます。 ※健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」がお手元がない場合は、マイナポータルトップページにある「健康保険証」をタップいただくと、あなたの資格情報をPDFで保存できますので、ダウンロードしておくとうがーのときに便利です。
1	資格確認書について	1-5	周りの人には資格確認書が届いているのに自分に届かないのはなぜですか。	必要な方のみを対象に資格確認書を発行しています。 お手元に届いていない場合は、すでにマイナ保険証、もしくは資格確認書をお持ちいただいているかと思います。
1	資格確認書について	1-6	（No1-5の回答）必要な方とはどんな人ですか。	以下の方が対象となります。 ・マイナンバーカードを取得していない方 ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
1	資格確認書について	1-7	先日扶養を外す手続きをした家族の分の資格確認書が届いた。扶養が外れた対象者の分は廃棄してよいですか。	令和7（2025）年10月1日時点でエクセディ健康保険組合に加入している方のうち、該当する方に資格確認書を交付しております。 扶養から外れた対象者の分につきましては、大変お手数ですが、健康保険組合へご返却をお願いいたします。
1	資格確認書について	1-8	マイナンバーカードと健康保険証を紐づけしたら資格確認書は廃棄してもよいですか。	マイナンバーカードと健康保険証の紐づけにご協力いただきありがとうございます。 不要となった資格確認書は、お手数ですが、健康保険組合へご返却をお願いいたします。
1	資格確認書について	1-9	現時点でマイナンバーカードを持っていませんが、近々取得する予定です。マイナンバーカードを取得したら資格確認書は不要となるのでしょうか。廃棄してよいのでしょうか。	マイナンバーカードを取得後、健康保険証と紐づける手続きが必要となります。 マイナポータルというアプリ上で紐づけ手続きをするか、医療機関の窓口に設置されているカードリーダーにマイナンバーカードを置き、画面に沿って手続きをしてください。 紐づけが完了したら、不要となった資格確認書は、お手数ですが、健康保険組合へご返却をお願いいたします。
1	資格確認書について	1-10	結婚して氏名が変更になっているが、資格確認書の氏名欄が旧姓になっています。手続きはどうしたらいいですか。	令和7（2025）年10月1日時点の情報をもとに資格確認書を作成しています。 すでに氏名変更届を提出している場合で発行対象になる方には、申請時点で新しい氏名での資格確認書を発行しております。 旧姓の資格確認書は、お手数ですが、健康保険組合へご返却をお願いいたします。
1	資格確認書について	1-11	資格確認書に有効期限日が記載されているが、期限が来たら自動的にまた交付されますか。	エクセディ健康保険組合では、令和7（2025）年12月2日交付の資格確認書の有効期限は、一律、令和12（2030）年11年30日に設定しています。 それ以降の対応については、現時点ではどのように対応するかは未定です。 加入者皆様の利便性向上や、医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用を推奨しております。 有効期限までにマイナ保険証を登録いただくようご理解とご協力をお願いいたします。
1	資格確認書について	1-12	資格確認書が届いたが、退職を予定しています。資格確認書はどうしたらよいですか。	資格確認書の有効期限日までの間に退職される場合、資格確認書は回収する必要があります。ため、退職の手続きを行う際に資格確認書を勤務先の担当者へ返却してください。 尚、令和7（2025）年12月1日以前に退職される方でカード型の健康保険証をお持ちの方は、合せてご返却をお願いいたします。
1	資格確認書について	1-13	資格確認書がほしいのですが、どうすれば発行してもらえますか。	マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）、マイナンバーカードを紛失・更新中の方は健康保険組合への申請してください。 該当しない場合は、マイナ保険証をご利用いただくようお願いいたします。 ※申請される場合は、所定の書式をエクセディ健康保険組合のホームページから入手してください。

分類番号	分類名	No	質問	回答
1	資格確認書について	1-14	マイナ保険証を使用したくないのですが、どうすればよいでしょうか。	加入者の皆様がデータに基づくより良い医療を受けるため、また、皆様の利便性向上や医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用をお願いいたします。 マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルのトップページにある「健康保険証」をタップいただくと、あなたの資格情報をPDFで保存できますので、ダウンロードしていただき、マイナンバーカードと合せてお持ちいただければ受診することができます。 どうしてもマイナ保険証を利用したくない場合で、マイナンバーカードに健康保険証を紐づけている場合は、エクセディ健康保険組合までご連絡ください。
1	資格確認書について	1-15	近々、子どもが生まれる予定だが、資格確認書は交付されないのでしょうか。医療機関を受診する際にどうすればよいのでしょうか。	お子様が生まれた際、会社に「健康保険被扶養者（異動）届」を提出いただくこととなりますが、届出の資格確認書発行要否欄の"発行が必要"にチェックをして申請いただければ交付いたします。 ただし、マイナンバーカードを別途申請いただき、マイナンバーカードが届き次第、健康保険証の紐づけをしていただきますご協力をお願いいたします。
1	資格確認書について	1-16	ネット環境がないのですが、医療機関での紐づけ以外に健康保険組合で代行紐づけなどは行ってくれないのですか。ネット、病院等でカードリーダーでの手続き以外の方法がありますか。	健康保険組合での代行手続きは行っておりません。 手続き方法についてはNo.2-15をご確認ください。
1	資格確認書について	1-17	資格確認書はいつ配達されますか？	資格確認書の発行および発送は、委託会社より、原則、被保険者の住所へ令和7（2025）年11月10日に簡易書留で発送いたします。 受け取られましたら、必ず封書の中身をご確認ください。 但し、一部の方や国内にご家族がおられない海外赴任中の方へは、勤務先担当者または、エクセディ健康保険組合より個別にお渡しいたします。

No2_マイナンバーカード・マイナ保険証

分類番号	分類名	No	質問	回答
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-1	マイナ保険証とは何ですか。	健康保険証として利用できるよう登録したマイナンバーカードのことです。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-2	マイナ保険証を医療機関で利用するための手続きについて教えてください。	マイナ保険証を利用するには下記の手続きが必要です。 ①入社時や扶養申請時に勤務先経由で健康保険組合へ個人番号（マイナンバー）を提出 ②マイナンバーカードを申請する ③下記の方法いずれかでご自身でマイナ保険証の初回利用登録を完了する。 ●マイナポータルアプリ ●セブン銀行のATM ●医療機関の窓口を設置されているカードリーダー
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-3	万が一医療機関等でマイナ保険証が利用できない場合はどうすればよいでしょうか。	医療機関でマイナ保険証を使用できない場合に備えて、健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」をお持ちいただければ、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」で受診することができます。 ※健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」がお手元にはない場合は、マイナポータルのトップページにある「健康保険証」をタップいただくと、あなたの資格情報をPDFで保存できますので、ダウンロードしておくとう万が一のときに便利です。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-4	医療機関等で資格確認ができないと言われました。どうすればよいでしょうか。	一旦、10 割負担で精算していただき、後日、「療養費支給申請書」にて払い戻しを受けることができます。詳しくは医療機関の窓口で相談してください。 また、今後、医療機関でマイナ保険証を使用できない場合に備えて、健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」をお持ちいただければ、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」で受診することができます。 ※健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」がお手元にはない場合は、マイナポータルのトップページにある「健康保険証」をタップいただくと、あなたの資格情報をPDFで保存できますので、ダウンロードしておくとう万が一のときに便利です。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-5	マイナンバーカードは持っていますが、健康保険証の利用登録をしたかどうか分かりません。どうやって確認すればよいですか。	マイナポータルにログインいただき、“マイナンバーカードの健康保険利用登録状況”を確認してください。 もしくは、医療機関・薬局に設置してある顔認証付きカードリーダーでも確認することが可能です。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-6	マイナンバーカードと健康保険証を紐づける登録を行ったつもりですが、正しく登録できているか確認する方法はありますか。	マイナポータルにログインいただき、“マイナンバーカードの健康保険利用登録状況”を確認してください。 もしくは、医療機関・薬局に設置してある顔認証付きカードリーダーでも確認することが可能です。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-7	マイナ保険証のカードリーダーが使えない医療機関を受診する際はどうすればよいですか。	医療機関に、健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」をお持ちいただければ、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」で受診することができます。 ※健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」がお手元にはない場合は、マイナポータルのトップページにある「健康保険証」をタップいただくと、あなたの資格情報をPDFで保存できますので、ダウンロードしておくとう万が一のときに便利です。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-8	マイナ保険証の利用登録をしたら、その後解除はできないのでしょうか。	加入者の皆様の利便性向上や、医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用をお願いいたします。 どうしてもマイナ保険証を利用したくない場合で、マイナンバーカードに健康保険証を紐づけている場合は、エクセディ健康保険組合までご連絡ください。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-9	マイナンバーカード（マイナ保険証）を持つことは任意と理解していますが、必須ということでしょうか。	ご認識のとおり、マイナ保険証は任意です。 加入者の皆様の利便性向上や、医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用を推奨しております。 ご理解とご協力をお願いいたします。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-10	マイナンバーカードを紛失し、再交付手続き中です。再交付が完了したら自動的にマイナ保険証として使用できるようになるのでしょうか。	お手続き完了後、マイナンバーが変更となった場合には速やかに勤務先に届出をお願いいたします。 また、マイナ保険証としてお使いいただくためには、マイナンバーカードを取得後、健康保険証と紐づける手続きが必要となります。 マイナポータルというアプリ上で紐づけ手続きをするか、セブン銀行のATMまたは、医療機関の窓口を設置されているカードリーダーにマイナンバーカードを置き、画面に沿って手続きをしてください。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-11	マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。	マイナ保険証には、過去のお薬の履歴や健診情報などの提供に同意していただくことで、正確なデータに基づくより良い医療を受けることができるほか、医療機関等の窓口で高額な医療費が発生した場合に、限度額適用認定証の発行を申請しなくとも、窓口で限度額を超える支払の免除が受けられるなどのメリットがあります。 ●令和7（2025）年10月1日から全国一斉に"マイナ救急"が開始されました。 大切な命を守る最大のメリットがあります。 (参考: https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/mynakyukyu/mynakyukyu.html) また、マイナポータルからご自身の保険医療・調剤を受けた記録を確認することができるため、確定申告等において、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きが行えます。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-12	全ての医療機関・薬局で利用できますか。	マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認について、令和5（2023）年4月1日より、保険医療機関・薬局においてシステム導入が原則として義務づけられており、ほぼ全ての医療機関・薬局において導入されています。 厚生労働省のホームページに、マイナンバーカードが健康保険証として使える（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局の一覧を掲載しています。また、導入している医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ポスター等が院内等に掲示されています。 (参考: https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-13	窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。	・保険者証類（健康保険被保険者証） ・被保険者資格証明書 ・限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・高齢受給者証 等の持参が不要となります。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-14	訪問診療やオンライン診療ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できないのでしょうか。	医療機関・薬局が行う訪問診療等、オンライン診療等におけるマイナ保険証の利用については、令和6（2024）年4月より運用を開始しました。 また、訪問看護事業者が行う訪問看護についても、令和6（2024）年6月より運用を開始しています。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-15	マイナンバーカードを持っているのですが、健康保険証として使うには役所などで手続をしなければならないのですか。	医療機関・薬局の受付窓口を設置されている顔認証付きカードリーダーで簡単に健康保険証として利用登録ができます。 その他、マイナポータルアプリやセブン銀行のATMでも利用登録をすることができます。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-16	マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか。	マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報（医療情報、税や年金など）は入っていません。 また、カード裏面のマイナンバー（12桁）を知られただけでは悪用されません。 マイナンバーカードを健康保険証として利用した際、医療機関・薬局が参照できるデータは、保険資格情報とご本人の同意があった場合のみの医療情報（過去のお薬・診療内容等）です。

分類番号	分類名	No	質問	回答
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-17	マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか。	今後、マイナンバーカードを利用した便利なサービスがさらに増えていきます。マイナンバーカードは、ぜひ、持ち歩いて利用してください。 マイナンバーカードは、銀行のキャッシュカードやクレジットカード等と同じように扱うことができます。万が一、落としたり、紛失した場合は、利用の一時停止の手続きをお願いします。 ----- 一時利用停止は、24時間365日フリーダイヤル マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）で受け付けています。 なお、マイナンバーカードは、ICチップの中を無理やり読み出そうとすると、自動的にICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますので、悪用することでもできません。安心してお使いください。また、マイナンバーカードは、居住する市区町村で再発行できます。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-18	顔認証付きカードリーダーで写真は撮られますか。また、その写真は保存されますか。	顔認証で資格確認を行う場合、顔認証付きカードリーダーがご本人様の顔を撮影します。 ただし、マイナンバーカードのICチップ内に保存されている顔画像と、顔認証付きカードリーダーが撮影した顔画像が同一人であるかどうかを確認した後に撮影画像のデータは即時削除され、顔画像のデータが保存されることはありません。 もし、ご心配の場合は、顔認証ではなく、マイナンバーカードを作成した際に設定した「暗証番号（4桁）」を利用して本人確認も可能ですので、そちらをご利用ください。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-19	マイナンバーカードを持参すれば、医療機関等を受診できますか。	オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、健康保険証と紐づけされたマイナンバーカードを持参すれば受診することが出来ます。 オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、マイナンバーカードと併せてマイナポータル画面（ダウンロードしたPDFでも可能）又は資格情報のお知らせを提示する方法で受診することが出来ます。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-20	オンライン資格確認が導入されている医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうすればよいですか。	受付時に、マイナンバーカードを受付窓口 に設置されているカードリーダー（マイナンバーカードのICチップの読み取り機能があるカードリーダー）に置きます。 ●「顔認証付きカードリーダー」の場合 1.顔認証（カードのICチップ内の写真データと窓口で撮影したお顔を比較）又は患者が4桁の暗証番号を入力により、本人確認を行います。（窓口職員の目視も可） 2.本人確認後、医師・薬剤師等に提供する医療情報について同意選択をします。 3.受付完了です。（マイナンバーカードを忘れずにお取りください） ●「汎用カードリーダー」の場合 1.患者が4桁の暗証番号を入力又は窓口職員の目視確認により、本人確認を行います。 2.受付完了です。（マイナンバーカードを忘れずにお取りください）
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-21	子どもの場合、本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか。	子ども等、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合には、親等の代理人が子ども等のマイナンバーカードをカードリーダーに置き、暗証番号を入力することで、本人確認をすることができます。 ※待合スペース等にいる子どものお顔とマイナンバーカードの写真を職員が目視で確認する本人確認（目視確認モード）も可能です。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-22	障害がある場合、職員の方に介助をお願いしてもよろしいでしょうか。	ご本人の希望により、家族の方や介助者、職員等がご本人の前で支援を行うことを妨げるものではありません。 ご自身でマイナ保険証を顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等の事情があり、ご本人から希望があった場合には、家族の方や介助者、職員等が必要な支援を行うことは差し支えありません。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-23	マイナンバーカードの暗証番号がロックされてしまったのですが、医療機関等を受診できますか。	医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、暗証番号がロックされていても、顔認証付きカードリーダーで顔認証または窓口職員によるマイナンバーカードの顔写真の目視確認で本人確認が可能ですので、医療機関を受診いただくことは可能です。 暗証番号のロックを解除するためには、住民票のある市区町村窓口等で利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の番号）の初期化・再設定を行ってください。 ※スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して、暗証番号を初期化・再設定することでロックを解除することも可能です。その際は、署名用パスワード（6～16桁の暗証番号）が必要ですのでご注意ください。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-24	「電子証明書（利用者証明用電子証明書）の有効期限が3か月以内に切れる」と表示されました。どうすればよいですか。	住民登録のある市区町村窓口にて更新手続きをしてください。 なお、電子証明書の再発行と更新手続きはオンラインではできません。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-25	「電子証明書（利用者証明用電子証明書）が失効しています」と表示されました。どうすればよいですか。	「電子証明書が失効しています」と表示された場合は、医療機関等において、マイナ保険証としてご利用できません。 そのため、有効期間満了日の3か月前に、ご本人のもとに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、電子証明書の更新についてのご案内が送付されるほか、医療機関等の資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新手続きを行うようアラートが出ます。こうしたご案内等を受け取りましたら、速やかに手続きを行っていただくようお願いしております。 なお、電子証明書の有効期限が切れた方は、有効期限が切れた日から3か月間は健康保険証としてご利用いただける措置をおこなっています。 ただし、この際、保険資格情報の共有のみで、診療情報・薬剤情報等を提供することはできません。健康保険証以外のマイナンバーカードの機能（マイナポータルへのログインやコンビニでの住民票等の交付サービス）はお使いいただけないため、速やかに住民票のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行手続きをしてください。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-26	医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。	医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、電子的かつ確実な本人確認を行います。 ※マイナンバー（12桁の番号）は、行政手続において使用されるものです。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-27	マイナポータルで自分の薬剤情報や医療費通知情報などを見られなかったのですが、なぜですか。	転職等により、加入する医療保険の保険者が変わり、保険資格情報が変わった場合には、保険者が新たな保険資格情報をシステムに登録することになります。その作業に一定の期間を要しますが、この間にマイナポータルや医療機関等で保険資格情報（被保険者番号等）や健康・医療情報（薬剤情報、診療情報、健診情報等）を閲覧しようとしても、閲覧できない場合があります。 また、保険者等が、既に登録した資格情報の正確性を確認する作業を行う場合があります。この作業を行っている間、保険資格情報や医療情報（薬剤情報、診療情報、健診情報等）の閲覧を一時停止することがあります。確定申告等で過去の医療費通知情報を活用される方は、過去の情報が表示されているかご確認いただくとともに、情報の確認状況等を知りたい方は、健康保険組合への連絡をお願いします（以前加入していた医療保険については、必要に応じて、以前加入していた医療保険の保険者へのご連絡をお願いします）。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-28	オンライン資格確認やマイナポータルにおいて別の方の情報が表示された場合、どこに問い合わせればよいですか。	万が一医療機関・薬局で別の方の情報が表示された場合は、国民の皆様においては、国民向けマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178※）か、ご加入の健康保険組合にお問い合わせいただき、ご相談ください。 ※音声ガイダンスに従って「5」を選択してください
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-29	自分の健康保険証情報が正しく登録されているかを確認する方法を教えてください。	マイナンバーカードと保険証の紐づけを完了した後に、お持ちのPCやスマートフォンで「マイナポータル」にログインし、「証明書」の「健康保険証」を押していただくと、健康保険の資格情報のページが表示されます（※）。 また、ご加入の保険者にお問合せすることも可能です。 ※なお、マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等が対応端末をお持ちであれば、ご自身のマイナンバーカードを使ってログインし、資格情報等を確認していただくことも可能です。ただし、資格情報等の確認後には、必ずログアウトするようにしてください。

分類番号	分類名	No	質問	回答
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-30	修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等の際に、今まで保険証の写しで医療機関等を受診することがありましたが、今後はどのように対応すればよいですか。	修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においても、医療機関・薬局を受診等する可能性に備える必要の程度に応じて、本人がマイナ保険証を持参することが考えられます。 ただし、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒本人がマイナ保険証を持参することが容易でない場合は、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難しいことを踏まえ、 ・ マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物 ・ 資格情報のお知らせ又はその写し を医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることも可能です。 ※この場合、児童・生徒等のマイナ保険証の提示は不要。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-31	保育所、認定こども園、幼稚園に子供を預けている際、今まで施設で預かっていた保険証の写しで医療機関を受診することがありましたが、今後はどのように対応すればよいですか。	マイナ保険証により資格確認を行うことが基本となっていますが、保育所、認定こども園、幼稚園（以下「保育所等」という。）において保護者に代わって、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等（以下「保育士等」という。）が園児等を連れて医療機関・薬局を受診等する必要性が生じた際には、保育士等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難しいことを踏まえ、マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物や、資格情報のお知らせ又はその写しを保育所等において事前に預かっておき、保育士等が当該印刷物等を医療機関・薬局に提示するといった方法により保険診療・保険調剤を受けることも可能です。 ※この場合、園児等のマイナ保険証の提示は不要。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-32	マイナ保険証の機能の拡充はどのようなものが予定されていますか。	マイナ保険証は、医療DXの基盤です。今後、次のような機能拡充を行う予定です。 ・電子カルテの情報の共有 ・医療費助成の受給者証の一体化 ・診察券の一体化 ・予防接種や母子保健の一体化 詳細についてはデジタル庁のHPなどをご確認ください。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-33	マイナンバーカードの代わりに、スマートフォンで受診できるようになりますか。	令和7（2025）年9月からスマートフォン（iPhone,Android）でマイナ保険証が利用できるようになりました。利用するにはマイナンバーカードと健康保険証の紐づけとマイナンバーカードをスマートフォンに搭載する必要があります。 ただし、医療機関当での機器の準備も必要のため、受診する医療機関にお問合せください
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-34	マイナンバーカードを紛失した場合、自分の医療情報が流出しないか不安です。	マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴等、プライバシー性の高い情報は記録されません。また、マイナ保険証は、カードのICチップのほか、顔認証や暗証番号を組み合わせることではじめて、医療情報等を確認できる仕組みです。マイナンバーカードだけでは、税や年金、医療等に関する情報を引き出すことはできません。 マイナンバーカードを紛失し、カードを利用しようとする人がいたとしても、銀行のキャッシュカードと同様、暗証番号がなければ情報を引き出すことは不可能です。また、ICチップから不正に情報を読み出そうとした場合、自動的にICチップが壊れ、読み出せなくなる仕組みになっています。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-35	マイナンバーカードは、「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いたことがあります。カードを利用した便利なサービスがありますが、持ち歩いてもよいのでしょうか。	今後、マイナンバーカードを利用した便利なサービスがさらに増えていきます。マイナンバーカードは、ぜひ、持ち歩いて利用してください。 マイナンバーカードは、銀行のキャッシュカードやクレジットカード等と同じように扱うことができます。万が一、落したり、なくしたりした場合は、利用の一時停止の手続きをお願いします。一時利用停止は、24時間365日フリーダイヤル マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）で受け付けています。 なお、マイナンバーカードは、ICチップの中を無理やり読み出そうとすると、自動的にICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますので、悪用することもできません。安心してお使いください。 また、マイナンバーカードは、居住する市区町村で再発行できます。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-36	マイナンバーを人に見られても大丈夫ですか。	マイナンバーは、住民票を持つ日本国内のすべての人に付番される12桁の番号で、マイナンバーカードの裏面に記載されています。マイナンバーとマイナンバーカードは別のもので、保険証として利用する場合は、マイナンバーカードを使用しますが、マイナンバーは使いません。 また、マイナンバーが他人に見られたり、漏れたりしても、マイナンバーのみでは様々な手続を行うことはできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。 マイナ保険証として利用する際、医療機関の職員がカードの裏面に記載されたマイナンバーを見られたとしても、マイナンバーだけでは医療情報を引き出すことは不可能で、マイナンバー法の提供制限等の規定に抵触しないとされています。 一方で、個人のブログやSNS等で、自身のマイナンバーを公表するといったことは、第三者へのマイナンバーの「提供」にあたるおそれがあり、法律違反となる可能性があるため、こうした行為は控えるようお願いします。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-37	マイナンバーカードを紛失した場合、再発行に時間がかかり医療機関・薬局に受診できなくなるのが心配です。	紛失等によりマイナンバーカードを再発行する必要がある場合は、24時間365日フリーダイヤル マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）に利用停止の連絡をした上で、居住する市区町村で再発行できます。 マイナンバーカードが再発行されるまでに医療機関等を受診したい場合は、健康保険組合に資格確認書の発行申請を行ってください。
2	マイナンバーカードの保険証利用について	2-38	マイナンバーカードが読み取られなかったり、顔認証と暗証番号の両方がうまくいかなかったりした場合や、停電等でカードリーダーが動いていないときはどうすればよいのですか。	顔認証と暗証番号のいずれも対応できなかった場合は、医療機関・薬局の職員がカードの写真を確認して受け付ける方法（目視モード）が用意されています。 また、マイナ保険証の読み取りができない場合は、スマートフォンでマイナポータルにアクセスすることで、医療機関・薬局に自身の保険証番号や、受診に必要な情報をスマートフォンの画面で提示することができます。 システム障害や停電、機器の故障時には、マイナンバーカードを提示し、以下の対応を実施いただくことで、保険が適用され、自己負担割合分での受診が可能です。 （10割負担ではありません） 再診の場合：医療機関等では、過去の受診時の資格情報を確認します。 初診の場合：医療機関等で資格申立書に記載してください。 なお、マイナポータルに表示される保険資格の情報は、スマートフォンにダウンロードすることができます。一度、ダウンロードをすれば、マイナポータルにアクセスしなくても、医療機関・薬局にダウンロードした画面を提示することで、よりスムーズに受診できます。 また、保険証の新規発行の停止に伴い、保険資格の情報を記載した書類（資格情報のお知らせ）を昨年より送付しています。スマートフォンを利用していない方は、マイナンバーカードと併せてこの書類を提示することで受診が可能です。

分類番号	分類名	No	質問	回答
2	マイナンバーカードの 保険証利用について	2-39	かかりつけの医療機関・薬局ではマイナンバーカードでの受付をしてもらえません。どうすればよいでしょうか。	一部の例外（医師が高齢のため、診療報酬明細書を手書きで対応している場合等）を除き、保険診療を行う医療機関・薬局は、マイナンバーカードによる受付が義務付けられています。 原則としてマイナンバーカードで受付できるはずですが、受付してもらえない場合は、マイナンバーカードに加え、健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」をお持ちいただければ、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」で受診することができます。 ※健康保険組合より発行している「資格情報のお知らせ」がお手元にはない場合は、マイナポータルトップページにある「健康保険証」をタップいただくと、あなたの資格情報をPDFで保存できますので、ダウンロードしておくとうがーのときに便利です。 なお、マイナンバーカードの取扱いがない医療機関・薬局で受診した場合、マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）にご一報願います。必要に応じて、厚生労働省が該当する医療機関・薬局に状況を確認します。
2	マイナンバーカードの 保険証利用について	2-40	家族に高齢で認知症の両親がいます。マイナンバーカードを受け取るために、市役所に行くことができません。どうしたらよいですか。	マイナンバーカードを持っていない方には、保険者より発行される資格確認書で医療機関を受診することができます。 また、マイナンバーカードは代理人による受け取りが可能です。 代理人受け取りの際は、本人とその代理人の本人確認書類に加え、本人宛の交付通知書兼委任状、通知カード、本人が窓口に来ることが困難であることを証明する書類（診断書や障害者手帳、施設等に入所中であることを証明する書類等）が必要です。 なお、暗証番号の設定や、カードの管理に不安がある方は、暗証番号の設定を不要とした顔認証マイナンバーカードを申請することができます。 どう対応するか検討いただき、資格確認書での対応とする場合はご本人が加入している健康保険組合にご相談ください。
2	マイナンバーカードの 保険証利用について	2-41	マイナポータルの使い方を教えてほしい。	健康保険組合では、マイナポータルの使用方法についての問合せを受け付けておりません。 お手数ですが、デジタル庁が公開しているマニュアル等をご確認いただけますようお願いいたします。 （参考： https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html）
2	マイナンバーカードに ついて	2-42	健康保険証利用以外のマイナンバーカードに関する問い合わせ （本Q&Aに記載のない質問）	健康保険組合では、健康保険証利用以外のマイナンバーカードに関するお問合せを受け付けておりません。 お手数ですが、マイナバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）もしくはマイナンバーカード総合サイトのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。 （参考： https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/）

『資格確認書』 令和7年12月2日一斉発行Q&A （参考資料:厚生労働省およびデジタル庁）

令和7年11月
エクセディ健康保険組合

No3_保険証廃止関連

分類番号	分類名	No	質問	回答
3	保険証廃止関連	3-1	今の健康保険証はいつまで使えますか。	現在お持ちの健康保険証は令和7（2025）年12月1日まで使用可能です。 12月2日からは『資格確認書』または『マイナ保険証』を使用してください。
3	保険証廃止関連	3-2	2025年12月2日以降、健康保険証は廃棄してもよいでしょうか。	はい。廃棄していただいて結構です。 令和7（2025）年12月2日以降は使用できなくなるため、廃棄いただいても問題ありません。 廃棄する際は、氏名、記号、番号、保険者番号などの個人情報が読み取れないように、細断するなどして適切に処分をお願いいたします。
3	保険証廃止関連	3-3	現行の健康保険証廃止後、自分の記号・番号はどのように確認するのですか。	マイナンバーカードと保険証を紐づけていただくと、マイナポータルの資格情報画面でご自身の記号・番号を確認できます。 または健康保険組合より配付した「資格情報のお知らせ」でも確認できます。
3	保険証廃止関連	3-4	健康保険証の再交付申請はもうできないのでしょうか。	令和6（2024）年12月2日以降、健康保険証の新規発行、再交付はできなくなっております。 加入者の皆様の利便性向上や、医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

「マイナ救急」に関するお知らせ

令和7年10月1日から全国一斉開始



こちらから▶ [あなたの命を守る「マイナ救急」](#) | [あなたの命を守る「マイナ救急」](#) | [総務省消防庁](#)

マイナポータルアプリへのログインはこれから



マイナポータルアプリ





スマートフォンのマイナ保険証利用について
詳細や利用方法はこちら



➤ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html



スマートフォンのマイナ保険証対応施設の検索はこちら

➤ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63882.html